５．広域入所の申込みについて　※市外在住者→守谷市保育所 の場合

＜A．守谷市に転入予定がある場合＞　【提出先】守谷市役所すくすく保育課 窓口

●入所希望月の前月末の最終開庁日１６時までに、守谷市に転入して**住民登録の手続きを完了すること**を申込条件に、「転入予定者」として取り扱います。
なお、それまでに手続きが確認できなかった場合には、保育所利用承諾の取消（または保育の実施の解除）となる可能性がありますので、ご留意ください。

●守谷市指定書式の申込書類に加え、「転入確約書」および以下の添付書類の提出が必要となります。

【添付書類１】 転入予定地が確認できるもの（次のいずれかの資料）
- 不動産売買契約書の写し　※住所、契約者(押印されたもの)、引渡日のわかる箇所を添付してください。
- 賃貸契約書の写し　※住所、契約者(押印されたもの)、入居開始日のわかる箇所を添付してください。
- 同居同意書　※祖父母等の家に同居される場合は、同居予定者に記入してもらい、添付してください。

【添付書類２】 入所希望月の前年度の市区町村民税の課税証明書（父母１部ずつ、コピー可）
≪例≫ 令和９年度入所申込みの場合 ⇒ 令和８年度の市区町村民税の課税証明書の提出が必要
※課税証明書の提出がない場合、申込みは受付できますが、同一点数時の審査において不利な取扱いとなります。

●現在育児休業中の方については、入所翌月１５日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。

※県外など遠方により、受付期間内に来庁する都合がどうしてもつかない場合は、電話でご相談ください。

＜B．守谷市に転入予定がない場合＞　【提出先】お住まいの市区町村の保育担当課

●**一次受付ではお申込みいただけません。**例外として、以下の場合は一次受付から申込みが可能です。
- 守谷市内で保育士として就労する場合
- ひとり世帯等、保育の必要性が高いと認められる場合
- すでに市内施設の 3～4 歳児クラスに入所している児童の、翌年度の継続利用を希望する場合

●入所が決定した場合でも、単年度入所（年度末までの入所）となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。

●お住まいの市区町村を通しての申込み及び結果通知となります。締切日の１０日程度前までを目途に、お住まいの市区町村の保育担当課に「現在お住まいの市区町村指定書式の申込書類」と、守谷市の指定書式である「管外受託用 広域入所確認シート」をご提出ください。

●現在育児休業中の方については、入所翌月１５日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。また、転入予定のない方は、「育休延長許容」での申込みは受付できません。